

船舶事故調査報告書

令和6年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年7月28日 09時05分ごろ
発生場所	関門港若松第1区 牧山船舶通航信号所から真方位258° 1.6海里（M）付近 （概位 北緯33° 53.0′ 東経130° 46.8′）
事故の概要	貨物船ちくほう丸は、西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年8月17日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 ちくほう丸 179トン
船舶番号、船舶所有者等	134848、株式会社船なび
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	船首及び中央部船底に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、関門港若松区の造船所に回航する目的で、奥洞海航路を西進していた。</p> <p>船長は、単独で船橋当直につき、自動操舵により西進を続けていたところ、回航先の担当者から連絡を受け、目的地に向かう水路の入口を通過したことに気付いた。</p> <p>船長は、回航先に向けて本船を反転させようと思い、減速して奥洞海航路第8号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）付近で本船の行きあしを止め、バウスラストを使用して本船の右回頭を始めた。</p> <p>船長は、本船の喫水が浅いので、灯浮標の近くであれば航路を外れても航行が可能と思い、本船が約90°右回頭したところで主機を前進に操作し、本船は、本件灯浮標の北側で右転を続け、船首が東方を向いたとき、奥洞海航路北側に拡張する浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約2.0mであった。</p> <p>船長は、奥洞海航路を何度か航行した経験があり、目的地が奥洞海航路の一番奥にあると思い込み、目的地の所在を確認していなかった。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
分析	本船は、奥洞海航路を西進中、船長が、目的地に向かう水路の入口を通過したことに気付いて本船を反転させる際、本船の喫水が浅く、灯浮標の近くであれば航路を外れても航行が可能と思い、奥洞海航路の北側に拡張する浅所の状況を正確に把握せずに本件灯浮標北側の同

	浅所付近で右転を続けたことから、同浅所に向かうこととなり、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、奥洞海航路を西進中、船長が、目的地に向かう水路の入口を通過したことに気付いて本船を反転させる際、本船の喫水が浅く、灯浮標の近くであれば航路を外れても航行が可能と思い、奥洞海航路の北側に拡延する浅所の状況を正確に把握せずに本件灯浮標北側の同浅所付近で右転を続けたため、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、出航前に目的地を確実に把握し、水路調査を行っておくこと。 ・ 船長は、港に出入りする際、喫水が浅い場合においても、港内航路を外れて航行しないこと。

付図1 事故発生経過概略図

